

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

神河町上下水道課より大切なお知らせ

2019年10月1日より指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要になります

2019年（令和元年）10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されます。有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がない場合は失効となります。

※旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、**指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります**ので注意して下さい。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日（1年）
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日（2年）
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日（3年）
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日（4年）
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日（5年）

更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、別途通知致します。
なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意下さい。

●指定更新の要件

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
【水道法第25条の3（指定の基準）を準用】

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・選任する主任技術者の確認書類（免状又は技術者証等）
【厚生労働省令第18条に準用】

●指定更新申請時に確認する4項目

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
- ②業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③給水装置工事主任技術者の研修会受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇お問い合わせ先
神河町役場上下水道課
電話：0790-34-0966